



# ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

## どの瞬間に塩を振るかで味は変わる

野地秩嘉というライターが書いた『京味物語』（光文社）には、一流を超える超一流と言われた「京味」という和食店の料理人西健一郎氏の話が紹介されています。

「世界の和食店で彼以上の技術を持つ人はいない。他の料理人ができないことを彼はやっている。」と言われたその技術とは何なのでしょう。以下要約して引用します。

たとえば、味を調えるタイミングだ。京味のレシピを伝える本は何冊もある。もちろん、西健一郎が監修している。ただし、レシピ本には宿命がある。どうしても書くことのできない点がある。それが調味のタイミングだ。塩を振る、砂糖を煮汁に入れる。レシピには何グラムと書いてある。しかし、量は対象の大きさ、鮮度、料理をする季節、食べる相手によって微妙に違ってくる。また、どの瞬間に塩を振るかで味は変わる。

そして調味のタイミングは素材の別や個体の量によって変わってくるから、文章にするとだらだらと長くなる。読んでもわかりにくい。動画でも伝わりにくい。しかし、一流の料理人はすべての条件の違いを踏まえて、一瞬で調味できる。この材料なら、これくらいの塩を全体に振る、あるいはこの部分にだけ載せることがわかる。レシピにはそこまで細かいことは書いていない。西は何十年もの間、多くの種類の野菜、鮮魚などを調理してきているから、それができる。

調味するタイミングについて、話を聞いていた時のことだ。「食べてみますか？」目の前で鯛を切り、刺身をふた切れ作った。両方に塩をほんの少しずつ振った。そして、ひとつをすぐに食べろと言った。もうひとつはやや時間をおいてから口に入れろと。

時間をおいたと言っても1分くらいのもので、せいぜい2分だった。刺身をカウンターのお客に出して、客がひと切れ目を口に運ぶくらいの時間だった。すぐに食べた方は塩気を感じた。二番目に食べた方は甘みを感じた。大きな違いだった。二番目に口に入れた刺身は最初のそれよりも甘みを引き出してあった。

西は何も話さなかったけれど、時間が甘みを引き出す。そして、甘みを引き出すような塩の振り方を彼はしていた。塩でも醤油でも砂糖でもいいけれど、調味料は入れてから食べるまでの時間で素材の味を変えてしまう。そのタイミングを文字や動画で伝えることは至難の業だ。京味のレシピ本を読んでも、その技を手に入れることはできない。

どの世界でも超一流の技というものは、なかなか体験する機会はありませんが、文章を読んでは超一流の違いに思いを巡らし、空想しながら楽しんでいきます。



情報

P2

## インボイス制度導入による「増税」予測

令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度導入により、消費税の納税者となる課税事業者は、手間が大きく増えるだけでなく、また税率が上がるわけではないのに、ほとんどの事業者にとって増税となることが予測されます。

① 免税事業者がインボイス発行事業者を選択することで消費税の納税が発生する。

これまで免税であった事業者も、特に取引の相手が事業者中心の場合、取引停止を恐れて課税事業者を選択しないといけなくなる可能性があります。そうすると、消費税を納めないといけなくなります。

② 課税事業者が、インボイス発行事業者でない事業者との取引で、仕入税額控除を受けられない金額が増える。

課税である事業者が、仕入や経費を支払う先で、インボイスを発行できない事業者と取引をする場合、仕入税額控除を受けられないこととなります。この場合、消費税分だけ安くなるにしても、同じ金額を支払うにしても、いずれにしても消費税の納税額が増えることとなります。

③ インボイス発行事業者との取引でも、インボイスの入手もれによる仕入税額控除を受けられない金額が発生する可能性がある。

インボイス発行事業者との取引でも、何らかの事象によりインボイスを入手できなかったり、もらい忘れたり紛失したりする可能性があります。そうすると、仕入税額控除を受けられなくなり、消費税の納税額が増加します。

上記のような増税の影響は、いくらになるかはわかりませんが、事業者全体で見れば大きな金額となる可能性があります。施行までまだ一年と少し期間があるものの、インボイス制度の詳細を理解し、事前にしっかりとした対策を検討する必要があることをご認識ください。

弊事務所からも継続して情報提供を行っておりますが、今後の提供物にもご注意ください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_



## 「心理的安全性」とは

「心理的安全性」とは、ハーバード大学で組織行動学を研究するエイミー・C・エドモンドソン教授が提唱した概念で、「対人関係のリスクを取っても安全だと信じられるチームの状態」をいいます。

例えば職場では、会議時などに意見することを怖がったり、恥じたりすることがなく、また、発言により上司・同僚との人間関係が悪化することがないような状態は、「心理的安全性が高い職場」といえます。

以下、要点を記載します。

● 心理的安全性が低い職場は、4つの心理状態（不安）による行動の特徴が現れます。

- ①「無知」と思われる不安…必要な質問・相談をしなくなる。
- ②「無能」と思われる不安…ミスを隠す。考えを言わない。
- ③「邪魔」と思われる不安…必要な援助を求めない。不十分な仕事で妥協する。
- ④「否定的」と思われる不安…重要な指摘をしない。反対意見を言わない。

● 職場の心理的安全性を高めることによって、以下のメリットがあります。

- ①個々の強みが発揮されやすくなり、生産性が向上する。
- ②コミュニケーションが活発になり、情報（アイデア）が多く集まる。
- ③ミスの報告がスムーズになり、迅速な対抗ができる。
- ④従業員お互いが認め合い、個人のモチベーションが向上する。
- ⑤建設的な議論により、職場のビジョンが明確になる。
- ⑥心理的な不安がなくなり、従業員定着率があがる。 など

● 心理的安全性を高める方法

- ①特定の人に偏らず、誰でも意見が言える環境をつくる。
- ②共通目標（価値観）の設定し、役職や経験者の発言に左右されないようにする。
- ③組織として前向きなチャレンジを怠らず、リーダー自ら挑戦・失敗する姿を見せる。
- ④異なる価値観・スキルを歓迎し、積極的に受け入れる。

（記事担当：社会保険労務士 小山）

【参考文献】

- ・恐れのない組織（英治出版）
- ・心理的安全性のつくりかた（日本能率協会マネジメントセンター）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



## 「マイクロ法人」という選択肢

近年では個人事業主が「マイクロ法人」を設立し、個人事業と会社経営を並行させるケースが増加しています。マイクロ法人に明確な定義はありませんが、一般的には「将来の事業拡大を目的とせず、代表者1名のみで運営する会社」をいいます。そこで今回は「マイクロ法人」のメリットと注意点について解説します。

### メリット1：所得の分散による節税

「超過累進税率」が採用される所得税では、課税所得に応じて5~45%の税率が適用されるのに対し、法人税率は最大でも23.20%に設定されています。

したがって課税所得が一定の水準を超えると「所得税率>法人税率」となるため、その場合にはマイクロ法人を設立し、法人側に一部の所得を移転することでビジネス全体の納税額が圧縮されます。さらにマイクロ法人から受け取る役員報酬については、給与所得控除を適用できる点もメリットとなるでしょう。

### メリット2：社会保険料の節約

個人事業主の場合には「国民健康保険+国民年金」に加入しますが、国民健康保険は所得に基づいて保険料が算定されるため、事業所得が増えるほど保険料負担も増加します。

それに対して給与所得者が加入する「健康保険+厚生年金」は、あくまで給与や役員報酬額のみに基づいて算定され、それ以外の収入は全く影響しません。

したがってマイクロ法人を設立し、自らの役員報酬額を少額に設定することで、社会保険料の負担を圧縮できるのです。

### マイクロ法人の注意点

個人事業とマイクロ法人が同様の事業を行う場合、ビジネスを行う上でのマイクロ法人の必要性が認められず、租税回避行為(税金逃れ)と判断されるリスクがあります。また今後もマイクロ法人設立による社会保険料の減額事例が増加した場合、算定方法自体が改正される可能性もあるでしょう。

さらに一般の法人と同様にマイクロ法人も登記や決算、社会保険手続きが必要であるため、事務負担が増加するだけでなく、司法書士や税理士、社会保険労務士報酬などが発生し、かえってコスト増となるケースも珍しくありません。

税金や社会保険上のメリットばかりを追求するのではなく、リスクへの正しい理解が重要です。専門家の意見なども踏まえた上で慎重に判断しましょう。

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

**FAX 079-288-0997**

FAX